

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請に基づき、乙が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、別表の資機材を必要とするときは、乙に対し応急対策資機材要請書（第1号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第4条 資機材の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に資機材を運搬し、甲は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は危機管理課長とし、乙の連絡責任者は海老名営業所所長とする。

（費用負担、価格の決定及び支払方法）

第6条 乙が実施した資機材の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年12月24日までとする。

但し、甲又は乙から期間満了前1ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月25日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村俊雄



乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルディング7階
株式会社 アクティオ
代表取締役社長 小沼光雄

